

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>6 事務所又は事業所</p> <p>(1) 事務所又は事業所（以下<u>6</u>において「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随の事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>6 事務所又は事業所</p> <p>(1) 事務所又は事業所（以下_____「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随の事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制</p>

限したものであること。(法17の5・17の6、令6の16)

(1)～(5) 略

(6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは\_\_\_\_\_することができるものであること。

ア～ウ 略

エ 更正の請求期間について、災害等により期限延長され、又は期間の満了日が日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合における更正の請求に係る更正又はその更正に伴う加算金の決定 その更正の請求があった日の翌日から起算して6か月間

(7) 略

#### 第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

##### 65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合は、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合を  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ものであること。(法附則3の2、令附則3の2)

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

## 第2章 道府県民税

限したものであること。(法17の5・17の6、令6の16)

(1)～(5) 略

(6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合には\_\_\_\_\_、(1)から(5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に掲げる日までは更正、決定等を行うことができるものであること。

ア～ウ 略

(7) 略

#### 第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

##### 65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合を  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ものであるが、同日中に商業手形の基準割引率の変更があった場合には、同日における最終の商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となるものであること。(法附則3の2、令附則3の2)

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

## 第2章 道府県民税

## 第1節 通則

### 第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。）所在の道府県において課されるものであること。

(3) 及び(4) 略

## 第2節 個人の道府県民税

### 第4 課税標準及び税率

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)か

## 第1節 通則

### 第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等 \_\_\_\_\_ 所在の道府県において課されるものであること。

(3) 及び(4) 略

## 第2節 個人の道府県民税

### 第4 課税標準及び税率

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)か

ら(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法37の2①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

ア 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人

イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から第5号までに掲げる業務を主たる目的とするものに限る。)

ウ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人((2)に掲げるものを除く。)

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)

オ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人

カ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人

キ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人

ら(13)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法37の2①)

(1)～(3) 略

(4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対す

(5) 略

(6) 略

(7) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（\_\_\_\_\_ 特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

る寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（（2）に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(11) 略

(12) 略

(13) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が\_\_\_\_\_ 及ぶと認められるものを除く。）

12の3 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に12の2（1）の寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2千円を超えるときには、12の2の控除額とは別に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各区分に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の法第35条及び第37条の

規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額を特例控除額として、当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。(法37の2②、附則5の5①)

(1) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から法第37条第1号イに掲げる人的控除差調整額(以下「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上である場合 当該控除後の金額について、法第37の2第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、法第35条第2項に規定する課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア又はイのいずれにも該当するときは、いずれか低い割合)

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、法第37の2第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、法第37の2第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(4) (2)若しくは(3)に該当する場合又は課税総所得金額、課税山林所得

金額又は課税退職所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第1項、附則第33条の3第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第35条の2第1項又は附則第35条の4第1項に規定する分離課税に係る課税所得金額を有する場合 次に掲げる割合（2以上に該当するときには、いずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、法第37の2第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、法第37の2第2項第1号に掲げる表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ウ 法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額を有する場合 100分の50

エ 法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額を有する場合 100分の60

オ 法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額を有する場合 100分の75

### 1203 略

1204 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

### 1204 略

1205 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

(3) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第2項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6①）

(4) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7①、令附則4の5①）

**13の3 法附則第5条の4**の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4①～⑤、⑪～⑬）

(1)～(6) 略

**13の3の2 法附則第5条の4の2**の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～⑤）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については

(3) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附5の6①、令附4の5①）

**13の3 法付則第5条の4**の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4①～⑤、⑪～⑬）

(1)～(6) 略

**13の3の2 法附則第5条の4の2**の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～④）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成25年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については



、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第1項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 略

(5) 市町村は、給与支払報告書等の記載により、控除額を算出するために必要な情報を把握するものであること。

## 第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2

③)

(4) 及び(5) 略

、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成25年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 略

(3) 法附則第5条の4の2第1項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除\_\_\_\_\_の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 略

(5) 市町村が控除額を算出するために必要な情報を把握できるよう給与支払報告書等について改正を行うことにより、道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出を不要としたものであること。

## 第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2

③)

(4) 及び(5) 略

### 第3節 法人の道府県民税

4.3 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法23①IVのV・52①・④、令6の23の2）

（1）及び（2） 略

4.4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8、令附則5の2①）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第

### 第3節 法人の道府県民税

4.3 保険業法\_\_\_\_\_に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法23①IVのV・52①・④、令6の23の2）

（1）及び（2） 略

4.4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42の5第5項、第42の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8、令附則5の3①）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第

4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**44の2** 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た

4項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**44の2** 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項\_\_\_\_\_、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の11第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た

金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。

（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 略

(3) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（3）及び（5）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（5）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連

金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令\_\_\_\_\_第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。

（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 略

(3) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（3）及び（5）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（5）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連

結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（5）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑥～⑮）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び（5）イにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（5）イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（4）及び（5） 略

50 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23④IV）

（1）～（3） 略

（4） 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者等をいう。）以下50及び50の3において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除

結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（5）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑥～⑮）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下ウ及び（5）ウにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（5）ウにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（4）及び（5） 略

50 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23④IV）

（1）～（3）

（4） 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等\_\_\_\_\_の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除

(中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4①～⑤・⑨、法附則8①)

(5)～(7) 略

(8) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤)

(9) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の2、法附則8⑦)

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑨)

50の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額(租税特別措置法第68条の9(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額)に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額(租税特別措置法第68条の9(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額)を差し引いた額をいうものであること。(法23①IVのⅢ、法附則8④)

(中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4①～⑤・⑨、法附則8①)

(5)～(7) 略

(8) 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度における雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤)

50の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額(租税特別措置法第68条の9(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額)に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額(租税特別措置法第68条の9(同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。))及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額)を差し引いた額をいうものであること。(法23①IVのⅢ、法附則8④)

(1)～(5) 略

(6) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に  
係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑥）

(7) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に  
係るものを除く。）（措置法68の15の3、法附則8⑧）

(8) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等  
に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑩）

50の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に  
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23④IVのIV、法附  
則8④、令6の23）

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の9⑪  
\_\_\_\_\_）

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合  
の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑤）

(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控  
除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の13④  
\_\_\_\_\_）

(4) 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除額  
がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の4⑤  
\_\_\_\_\_）

(5) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(6) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑧・68の6  
9①）

(1)～(5) 略

(6) 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業  
年度における雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に  
係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑥）

50の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に  
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23④IVのIV、法附  
則8④、令6の23）

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額等がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の9⑪・  
68の10⑤・68の11⑤・68の12⑦・68の13④）

(2) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(3) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑧・68の6  
9①）

5 1 道府県内に事務所又は事業所を有する法人は均等割 及び法人税割の納税義務者であり、道府県内に寮等

のみを有する法人は均等割 の納税義務者であり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者となるものであること。この場合において、寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜等を図るために常時設けられている施設をいい、それが自己の所有に属するものであると否とを問わないものであること。したがって寮、宿泊所、クラブ等と呼ばれるものであっても、例えば独身寮、社員住宅等のように特定の従業員の居住のための施設等は、もとよりこれに含まれないものであること。

なお、季節的に私人の住宅等を借り上げて臨時に開設する「海の家」等の施設までこれに含めようとする趣旨ではないものであること。

5 4 5 3、5 3の2及び5 3の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第4 2の4第1 1項、第4 2条の5第5項、第4 2条の6第5項、第4 2条の9第4項、第4 2条の1 2の3第5項、第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであることに留意すること。（法5 3⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の1 3・8の1 7・8の2 0・8の2 3、令附則5の2③）

5 6 法第5 3条第1項、第2項、第4項又は第2 2項の申告書を提出した法人は、

5 1 道府県内に事務所又は事業所を有する法人は、均等割及び法人税割の納税義務者であり、道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下道府県民税について同じ。）のみを有する法人は、均等割の納税義務者

であり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者となるものであること。この場合において、寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜等を図るために常時設けられている施設をいい、それが自己の所有に属するものであると否とを問わないものであること。したがって寮、宿泊所、クラブ等と呼ばれるものであっても、例えば独身寮、社員住宅等のように特定の従業員の居住のための施設等は、もとよりこれに含まれないものであること。

なお、季節的に私人の住宅等を借り上げて臨時に開設する「海の家」等の施設までこれに含めようとする趣旨ではないものであること。

5 4 5 3、5 3の2及び5 3の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第4 2の4第1 1項、第4 2条の5第5項、第4 2条の6第5項、第4 2条の9第4項、第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであることに留意すること。（法5 3⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の1 3・8の1 7・8の2 0・8の2 3、令附則5の3③）

5 6 法第5 3条第1項、第2項、第4項又は第2 2項の申告書を提出した法人は、



課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限って、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。（法53の2）

## 第5節 特定配当等に係る道府県民税

### 第21 配当割の市町村に対する交付

79 道府県は、当該道府県に納入された配当割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県に係る個人の道府県民税の額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により按分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額（当該道府県の決算ベース）であること。（法71の47、令9の18・9の19、則3の11\_\_\_\_\_）

なお、配当割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）及び（2） 略

## 第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

### 第24 株式等譲渡所得割の市町村に対する交付

課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても、当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限って、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。（法53の2）

## 第5節 特定配当等に係る道府県民税

### 第21 配当割の市町村に対する交付

79 道府県は、当該道府県に納入された配当割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県に係る個人の道府県民税の額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値によりあん分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額（当該道府県の決算ベース）であること。（法71の47、令9の18・9の19、則3の11、則附則2の4）

なお、配当割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）及び（2） 略

## 第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

### 第24 株式等譲渡所得割の市町村に対する交付

88 道府県は、当該道府県に納入された株式等譲渡所得割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県に係る個人の道府県民税の額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により按分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額（当該道府県の決算ベース）であること。（法71の67、令9の22・9の23、則3の13\_\_\_\_\_）

なお、株式等譲渡所得割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

### 第3章 事業税

#### 第1節 通則

##### 第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) ～ (12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イ\_\_\_\_\_の医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。（法72の2⑩Ⅲ）

ア 薬剤師が薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局をいう。以下（13）において同じ。）において調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

（ア） 薬事法第44条第1項又は第2項に規定する毒薬又は劇薬

（イ） 薬事法第36条の3第1項第1号に規定する第一類医薬品

（ウ） 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の5に規定する

88 道府県は、当該道府県に納入された株式等譲渡所得割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県に係る個人の道府県民税の額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値によりあん分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額（当該道府県の決算ベース）であること。（法71の67、令9の22・9の23、則3の13、則附則2の5）

なお、株式等譲渡所得割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 及び (2) 略

### 第3章 事業税

#### 第1節 通則

##### 第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) ～ (12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イ及びウの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。（法72の2⑩Ⅲ）

ア 薬剤師が薬局（薬剤師が調剤を行う場所であって、薬事法第4条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けて開設した場所をいう。）において処方せんにしたがって調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において薬事法第44条第1項又は第2項の毒薬又は劇薬を小分けして販売する事業

ウ 薬剤師が薬局において薬事法第29条の規定により厚生労働大臣が指定した

## 薬局製造販売医薬品

(14) ～ (19) 略

### 第2節 法人事業税

#### 第4 課税標準の算定

##### 5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例によること。

なお、単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、法人税法第57条、第57条の2、第58条、第81条の9及び第81条の10並びに租税特別措置法第55条（同条第1項及び第9項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第59条の2、第66条の5の3（第2項に係る部分を除く。）、第68条の43（同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第68条の62の2及び第68条の89の3（第2項に係る部分を除く。）の規定の例によらないことに留意すること。（法72の18）

### 7 所得の算定

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23①・②）

(1) ～ (14) 略

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる指定自立支援医療とは、同法第58条の規定に

## 医薬品を販売する事業

(14) ～ (19) 略

### 第2節 法人事業税

#### 第4 課税標準の算定

##### 5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例によること。

なお、単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、欠損金額の繰越控除に関する法人税法第57条及び第57条の2の規定、災害による棚卸資産等の損失の金額に係る欠損金額の繰越控除に関する同法第58条の規定並びに連結欠損金額の繰越控除に関する同法第81条の9及び第81条の10

\_\_\_\_\_の規定の例によらないことに留意すること。（法72の18）

### 7 所得の算定

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23①・②）

(1) ～ (14) 略

(15) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号\_\_\_\_\_）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる指定自立支援医療とは、同法第58条の規定に

基づき自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から受けた指定自立支援医療をいい、同法の規定によって療養介護医療費を支給することとされる指定療養介護医療とは、同法第70条の規定に基づき療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者等が受けた指定療養介護医療をいい、児童福祉法の規定によって肢体不自由児通所医療費を支給することとされる肢体不自由児通所医療とは、同法第21条の5の28の規定に基づき肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療をいい、同法の規定によって障害児入所医療費を支給することとされる障害児入所医療とは、同法第24条の20の規定に基づき障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療をいう。この場合において、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額とは、自立支援医療費、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額として障害者総合支援法又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、当該支給認定障害者等が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

## 9 収入金額の算定

4の9の10 生命保険会社又は外国生命保険会社等の収入金額の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の24の2②）

- (1) 略
- (2) 個人保険、貯蓄保険、団体保険及び団体年金保険の区分については、具体的には、保険業法\_\_\_\_\_第3条及び第185条の規定により免許を受ける際の免許申請書に添付されるべき普通保険約款に定められた区分

基づき自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から受けた指定自立支援医療をいい、同法の規定によって療養介護医療費を支給することとされる指定療養介護医療とは、同法第70条の規定に基づき療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者等が受けた指定療養介護医療をいい、児童福祉法の規定によって肢体不自由児通所医療費を支給することとされる肢体不自由児通所医療とは、同法第21条の5の28の規定に基づき肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療をいい、同法の規定によって障害児入所医療費を支給することとされる障害児入所医療とは、同法第24条の20の規定に基づき障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療をいう。この場合において、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額とは、自立支援医療費、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額として障害者自立支援法又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、当該支給認定障害者等が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

## 9 収入金額の算定

4の9の10 生命保険会社又は外国生命保険会社等の収入金額の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の24の2②）

- (1) 略
- (2) 個人保険、貯蓄保険、団体保険及び団体年金保険の区分については、具体的には、保険業法（平成7年法律第105号）第3条及び第185条の規定により免許を受ける際の免許申請書に添付されるべき普通保険約款に定められた区分

に基づいて行うものであること。

4の9の11 損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した保険の種類については、次によるものであること。

(1)～(3) 略

(4) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3章に規定する保険をいうものであり、自己のために自動車を運行の用に供する者は、同法第3条の規定によりその運行によって他人の生命又は身体を害したときにこれによって生じた損害を賠償する責任を負うべきものとされているが、これによる保有者及び運転者の損害をてん補することを目的とする保険をいうものであること。

(5)及び(6) 略

#### 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。(法72の26⑦・⑧)

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度

に基づいて行うものであること。

4の9の11 損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した保険の種類については、次によるものであること。

(1)～(3) 略

(4) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法\_\_\_\_\_第3章に規定する保険をいうものであり、自己のために自動車を運行の用に供する者は、同法第3条の規定によりその運行によって他人の生命又は身体を害したときにこれによって生じた損害を賠償する責任を負うべきものとされているが、これによる保有者及び運転者の損害をてん補することを目的とする保険をいうものであること。

(5)及び(6) 略

#### 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。(法72の26⑦・⑧)

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15第5項\_\_\_\_\_、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度

の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

**6の24** 法第72条の25から第72条の29まで又は第72条の33第1項の規定によって申告書を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。（法72の33の2②）

の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の11第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

**6の24** 法第72条の25から第72条の29まで又は第72条の33第1項の規定によって申告書を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。（法72の33の2②）

## 第9 二以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の6 二以上の道府県に事務所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。（法72の48⑨、令35の3）

(1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によって按分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業（物品修理加工業を含む。）であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル（都の特別区及び地方自治法\_\_\_\_\_第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル）以上の店舗を含むものをいうものであること。

(2) 及び(3) 略

## 第5章 不動産取得税

### 第1 納税義務者及び課税客体

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。（法73）

(1) 略

(2) 家屋の範囲については、固定資産税にいう家屋又は不動産登記法上の建物（ただし、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）附則第3条第3号の規定により各登記所について法務大臣が指定する登記用紙の表題部の改製及び新設を完了すべき期日までは家屋台帳法にいう家屋）の意義と同一であり、屋根及び周壁を有し、土地に定着した建造物であって、その目的と

## 第9 二以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の6 二以上の道府県に事務所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。（法72の48⑨、令35の3）

(1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によってあん分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額があん分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業（物品修理加工業を含む。）であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル）以上の店舗を含むものをいうものであること。

(2) 及び(3) 略

## 第5章 不動産取得税

### 第1 納税義務者及び課税客体

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。（法73）

(1) 略

(2) 家屋の範囲については、固定資産税にいう家屋又は不動産登記法上の建物（ただし、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）附則第3条第3号の規定により各登記所について法務大臣が指定する登記用紙の表題部の改製及び新設を完了すべき期日までは家屋台帳法にいう家屋）の意義と同一であり、屋根及び周壁を有し、土地に定着した建造物であって、その目的と

する用途に供しうる状態にあるものをいうものであるが、次の事項に留意すること。（法73Ⅲ）

ア及びイ 略

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条の規定による許可を受けた建築物については、当該許可から2年を超えて使用されている場合その他の一般家屋との均衡を失する場合を除き、家屋に該当しないものとして取り扱うことが適当であること。

エ 略

(3)～(7) 略

## 第9章 軽油引取税

### 第1節 通則

#### 8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第144条の2第5項に規定する「自動車の所有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で自己のために自動車を運行の用に供するものをいい、自動車損害賠償保障法\_\_\_\_\_第2条第3項に規定するものと同意義であるが、この場合において、「使用する権利」とは、所有権に基づくものたるか否かを問わないものであり、また、「自己のために」とは、その使用により享受する利益が自己のために帰属することをいうものであること。したがって、例えば自己の自動車を自動車運送会社に貸与し、自己が自動車運送会社の従業員として勤務する場合には、当該従業員は自動車の保有

する用途に供しうる状態にあるものをいうものであるが、次の事項に留意すること。（法73Ⅲ）

ア及びイ 略

ウ 建築基準法\_\_\_\_\_第85条の規定による許可を受けた建築物については、当該許可から2年を超えて使用されている場合その他の一般家屋との均衡を失する場合を除き、家屋に該当しないものとして取り扱うことが適当であること。

エ 略

(3)～(7) 略

## 第9章 軽油引取税

### 第1節 通則

#### 8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第144条の2第5項に規定する「自動車の所有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で自己のために自動車を運行の用に供するものをいい、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定するものと同意義であるが、この場合において、「使用する権利」とは、所有権に基づくものたるか否かを問わないものであり、また、「自己のために」とは、その使用により享受する利益が自己のために帰属することをいうものであること。したがって、例えば自己の自動車を自動車運送会社に貸与し、自己が自動車運送会社の従業員として勤務する場合には、当該従業員は自動車の保有



者には該当せず、当該自動車運送会社が「自動車の保有者」になるものであること。（法144の2⑤）

者には該当せず、当該自動車運送会社が「自動車の保有者」になるものであること。（法144の2⑤）